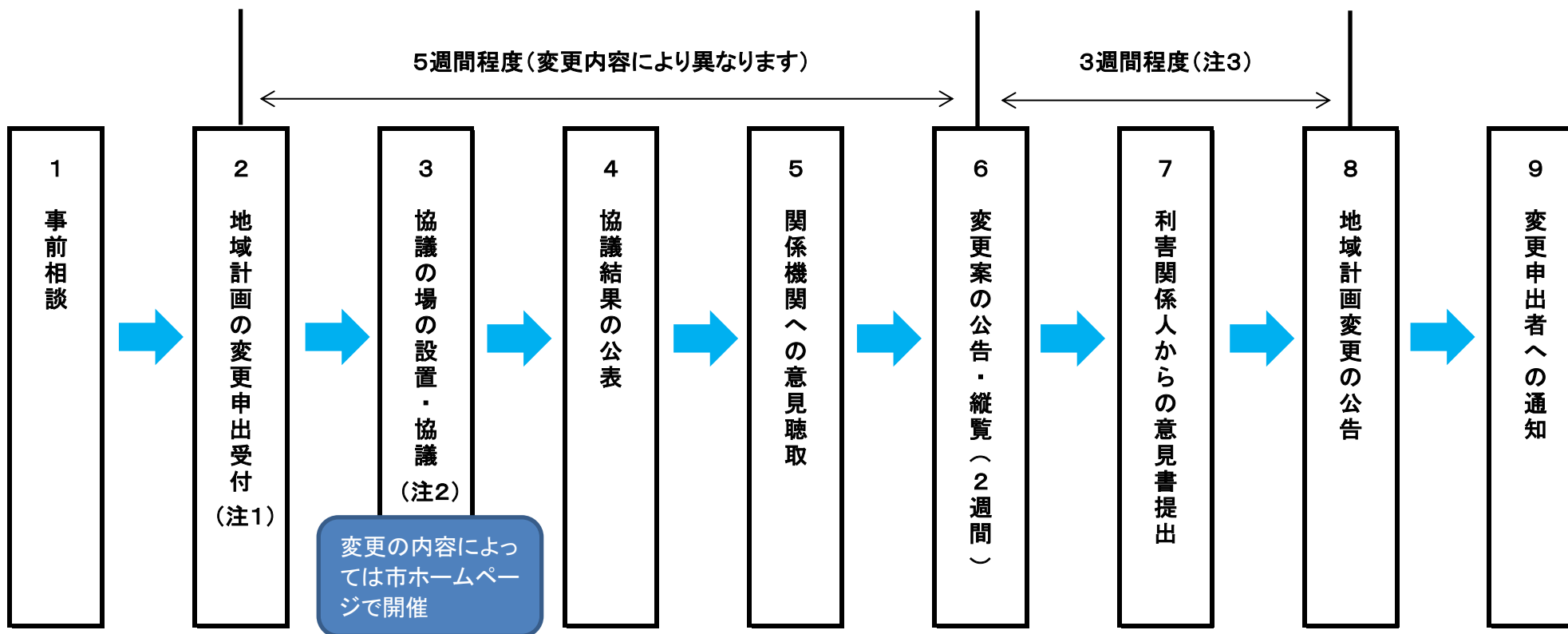


地域計画の変更手続きの流れ及び所要期間の目安

【変更手続きについて】

○地域計画の区域内の農地であって、土地の利用方法を変更する場合に、下記の変更手続きを行います。

○下記に示す流れは、地域計画変更のタイミングが「随時変更」の場合です。



注1 「地域計画変更申出書」の提出期限は、毎月末日(末日が土日祝日の場合は、前日)とします。

注2 協議の場(座談会等)の開催方法等は、変更の内容に応じて対面又は市ホームページで開催。

注3 変更案の縦覧期間は2週間です。その間に利害関係人からの意見書が提出された場合は、計画変更内容の調整等のため、計画変更の公告までに更に処理期間を要する場合があります。